

令和3年1月22日
高齢施策担当部高齢者支援課

地域包括支援センターの事業評価について

1 経緯

平成27年度より、区は、独自の評価項目を用いて地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業評価を実施してきた。

平成30年4月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市区町村および地域包括支援センターは、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた（介護保険法第115条の46関係）。それを受け、同年7月、国から全国で統一して用いる評価指標が示されたことから、区および旧センター本所の事業評価を実施した。

令和元年度からは、区内25か所の全ての地域包括支援センターを対象に事業評価を実施している。

なお、本事業評価は、令和2年7月に実施されたものであるが、国からの全国平均等の集計結果の到着が昨年12月末であったため、今回の報告となったものである。

2 事業評価の目的

地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を加速させるため、区および各センターにおけるセンター業務の取組状況に関する事業評価を実施することを通じ、事業の質の向上のための必要な改善を図ることを目的とする。

3 評価内容および評価の流れ

(1) 区および各センターは、国が示す評価指標に基づき自己評価を行い、その結果について、都を通じて厚生労働省に報告する。

ア 評価方法

区および各センターによる自己評価

イ 評価項目数

区対象調査：59項目、センター対象調査：55項目

ウ 主な評価項目（詳細は別紙1、2のとおり）

①組織・運営体制等（組織運営体制、個人情報保護、利用者満足向上）

②個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）

③事業間連携

エ 評価対象年度

平成31年度（令和元年度）の事業実績

オ 対象センター

区内 25 か所の地域包括支援センター

- (2) 厚生労働省は、全国の結果を集計し、チャート化による見える化を行った上で、都を通じて区へ周知する。
- (3) 区は、その結果を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において改善策の検討を行う。
- (4) 区およびセンターは、(3)の改善策を踏まえ、センター事業の改善に取り組む。

4 評価結果概要

(1) 評価結果

別紙 1、2 のとおり

(2) 改善を要する項目

ア 区指標分 1 項目

① 組織運営体制（職員の確保・育成）

指標：センターの 3 職種（準ずる者含む）1 人あたり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が 1,500 人以下であるか

⇒令和 2 年 4 月時点の包括的支援業務に従事する 3 職種 1 人あたりの高齢者数の合計が、指標の判定基準となる 3 職種一人あたりの高齢者数の合計以下となっていない。

イ センター指標分（2 か所以上のセンターが「取り組めていない」と回答）4 項目

① 組織運営体制（職員の確保・育成） 11 センター

指標：3 職種とも「準ずる者を除いた状態」で配置できているか。

（11 か所のセンターにおいて、保健師に準ずる者として看護師を配置）

② 権利擁護 2 センター

指標：消費者被害に関する情報を、民生委員・ケアマネ等へ情報提供する取り組みを行っているか。

③ 介護予防ケアマネジメント 2 センター

指標：利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用しているか

④ 生活支援体制整備 5 センター

指標：生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議しているか